

令和6年 第10回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年10月10日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第10回会議議事録

- 1 開催日時 令和6年10月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 17名
- | | | |
|-----------------|---------------|---------------|
| 1番委員 榎 洸 武 重 | 2番委員 近 藤 民 治 | 3番委員 内 海 博 光 |
| 4番委員 林 功 | 5番委員 片 野 羊 二 | 6番委員 青 柳 健 市 |
| 7番委員 鈴 木 保 雄 | 8番委員 中 島 博 恵 | 9番委員 須 藤 栄 寿 |
| 10番委員 阿 部 均 司 | 11番委員 藤 井 好 博 | 13番委員 阿 部 敏 男 |
| 14番委員 原 澤 幸 好 | 15番委員 原 澤 章 | 16番委員 田 村 隆 司 |
| 18番委員 戸 澤 奈 実 恵 | 19番委員 中 島 工 里 | |

- 4 欠席委員 2名
- | | |
|-------------|---------------|
| 12番委員 庭 野 明 | 17番委員 高 橋 品 子 |
|-------------|---------------|

- 5 議事録署名委員
- | | |
|--------------|--------------|
| 8番委員 中 島 博 恵 | 9番委員 須 藤 栄 寿 |
|--------------|--------------|

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
- | | | |
|------------|------------|------------|
| 事務局長 林 義 信 | 書記 中 山 文 弥 | 書記 我 妻 園 華 |
|------------|------------|------------|

- 7 会議に附した事件
- 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第36号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
 - 議案第37号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

- (1)農業経営改善計画の認定について

その他

- 8 会議の成立
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に8番中島博恵委員・9番須藤栄寿委員を指名し議事に入る。
続いて、4、議事に入ります。
議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明がございました。

事務局

1ページをお開きください。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局の説明が終わりました。ありがとうございます。

ここで、地区担当委員さんからの説明を求めたいと思います。よろしく願います。

3番委員

3番、〇〇地区担当の内海です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

10月3日現地調査を行いました。申請地は、県道〇〇線の〇〇より南西におよそ500m行ったところですが、譲渡人の〇〇さんは、相続によってこの農地を取得したわけですが、〇〇に住んでいて、使う予定はないということで、初めから借りる方を探していたわけですが、ここで譲受人の〇〇さんですが、この人も〇〇に住んでいます。両者が〇〇なんですけれども、〇〇に住んでいて、この方は、こちらの、いわゆる空き家を探して、自然の環境のいいところに住みたいということで、ちょうどその地区が見つかって、その家に先月から住み着いたということです。仕事はリモートでされていて、ほとんど会社には行かなくてもいいそうです。それで、アウトドアが大好きで、来る前から、例えば、スキー場のシーズン券を持っていたりとかして、やっているという方で、非常にいい巡り合わせの中で土地が購入できたということで、家を持って、すぐ隣ということで、この売買が成立してきたわけですが、農地の効率的な利用については、現在、所有機械とかはないようなんですけれども、周りの農家の方もいろいろ信用して、本人も、いわゆるネットでいろいろ勉強して農業をしていくというようなことで、非常に意欲的なことです。実際どうだろうかという計画も出ておりますので、今後期待されるということではないかと思えます。

年間の従事日数は、ほとんどいるということで240日、これから主に野菜類、基本的には自家消費分のもので作っていきたいということで考えています。周辺の農地利用や地域計画への支障については、本人がこれから農家を主として、今後雑草が出ないように頑張って管理するというので、周辺の耕作地はほとんど稲作であったりとかするわけですから、支障はないと思います。その他、特別な懸案事項はありませんので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

ありがとうございました。

ただいまの調査報告を受けまして、皆様のほうからのご質問、お受けしたいと思えます。

ないでしょうか。

（「はい」の声）

そうすれば、お諮りいたします。

議案第34号の案件は、許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

許可と決定いたします。

続きまして、議案第35号、これから私の担当になってしまいますので、議事進行のほうを職務代理にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

職務代理

それでは、不慣れではございますが、私が会長に代わり議事進行したいと思います。よろしくお願いたします。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上よろしくお願いたします。

職務代理

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この件について、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

1番委員

1番、榎淵武重です。〇〇地域を担当しております。

場所は、そこに見える、片一方が〇〇なんですよ。〇〇地区でございまして、反対側、〇〇川を挟んで〇〇があるところで、大体お分りいただけるかなと思っております。

それで、10月5日に現地調査に行きまして、その足で〇〇さんという譲渡人のところへ行っ、お話を伺いました。

そして、今度は、譲受人の〇〇さんに関しては、〇〇さんの奥さんの妹さんのお子さんということでございます。親戚でございます。

それで、ここは、土地改良がしてある農地に入っておるんですが、ご覧のように、道路東側〇〇用水がその上に道路と並びで走っています。それから、西のほう〇〇川の河川敷になってしまいます。それから、このところに3人とか4人ぐらいの所有者がおられて、非常にちょっと狭いような土地で、その人たちが持っておられます。

ご覧いただいているように、こんなにきれいにはちょっとになっていないで、今のところも草は刈ってあるような状況でした。一部、ほんの少しですが、耕作している作物が見受けられたんですが、あとは、もう耕作はしていないという状況です。

ですので、これは、第2種農地か何かになると思うんですが、ここに集落もちょっと接続しているものですから、特段農地で優良農地というような訳には

いかないかなという判断でございます。

先ほども言ったように、耕作物がないものですから、その辺の障害というようなことは懸念することはないかと思っております。皆様のご審議をいただければと思っております。

以上です。

職務代理

ありがとうございました。

この件について、質疑等ございましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑等なければ、議案第35号の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第36号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明があります。

事務局

5ページをお開きください。

議案第36号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年11,053㎡、利用権存続期間10年11,053㎡、畑の使用貸借の通年12,853㎡、利用権存続期間10年12,853㎡、田と畑の合計は23,906㎡です。貸手は1戸、借手も1戸でございます。

7から8ページに総括表がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしく申し上げます。

職務代理

事務局より説明がありました。このことについて質疑等がありましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ承認といたします。

続きまして、議案第37号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明があります。

事務局

9ページをお開きください。

議案第37号 農地に該当しないことの証明願について。

農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求める。

別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上よろしくお願いいたします。

職務代理

事務局より説明が終わりました。
議案第37号、番号1について、地区担当より調査結果の報告があります。
お願いします。

5番委員

農地法による説明書について報告いたします。
5番、〇〇担当片野です。よろしくお願いいたします。
10月5日、現地を調査したところ、申込地は山林化をしており、農地の復元に困難と思われます。
それから、私が〇〇さんに電話しましたところ、私、ちょっと分からないということで、〇〇に〇〇さんの弟さんがいらっしゃるそうなので、弟さんのほうに、じゃ確認取ってもらえますかということで、確認を取ってもらいました。
10月6日の日にもう一回〇〇さんに電話したところ、このまま進めてくださいという電話をいただきました。それで、その結果、申込地の周囲は山林に囲まれ、農地復元する存続利用は困難と思われますということです。
農地に関しては、ほとんど問題はありませぬ。問題があるとすれば、〇〇のちょうど裏になるんですよ。真裏になってしまうので、ちょっとやぶがかぶるかななんて思いつつ見てきました。
ものすごい、今、やぶなんですよ。だから、このまま農地としては無理ではないかということでよろしくお願いいたします。

職務代理

担当委員より調査結果の報告がありましたが、何か質疑等ございましたら。

1番委員

1番の櫛漈です。
田代さんのほうに連絡したら、私分からないと、弟さん、申請者はどなただったんですか。これを申し込んだのは。

事務局

申請者自体は〇〇さんなんですけれども、代理人は弟さんが入っていて……

1番委員

じゃ、それで話は通じていますか。

事務局

事務局の受付をしているのは、代理人の弟様を受付として対応しています。

1番委員

はい、分かりました。

職務代理

よろしいでしょうか。

1番委員

はい。確認だけです。

職務代理

ほかになれば、議案第37号は非農地として承認いたします。よろしくお願いいたします。
5番、協議事項・報告事項に入ります。
（1）農業経営改善計画の認定について、事務局より報告があります。

事務局

11ページをお開きください。

報告第1号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、継続1件の認定案件となります。認定日は令和6年9月10日となります。

恐れ入りますが、詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上よろしく申し上げます。

職務代理

事務局より説明が終わりました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑なければ、ご確認いただいて、次にいきます。

6番、その他ですが、委員の方から何かご意見等あれば、何かある場合は挙手をお願いします。

(「なし」の声)

ないようですので、事務局から何かありませんか。

(「特にありません」の声)

それでは、以上で本日の議事、報告事項の全てを終了いたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理原澤章閉会を宣す。

〔午後1時51分〕